

廃棄物処理法等の政令市指定の解除について

1 趣旨

昭和46年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が施行されたことにより、保健所の業務に「廃棄物の処理、清掃」が追加され、本市は保健所設置市として産業廃棄物の許認可等の業務を実施することとなった。

また、平成18年4月からは、保健所設置市に代わり廃棄物処理法施行令で定める市（以下「政令市」という。）が産業廃棄物の許認可等の業務を行うこととされ、本市は引き続き政令市として同業務を実施してきた。

このような中、急激な人口の減少とそれに伴う財政悪化により、産業廃棄物関係の業務を実施する組織体制や人材の確保が難しくなっているところである。また近年、産業廃棄物の処理は広域化が進んでいることから、同業務の実施主体を広域自治体である県に変更することで、大規模な不適正処理事案も含めて的確な対応が可能になると考えられる。

さらに、現在、保健所設置市の実施主体を県に変更することを基本方針としている状況において、廃棄物処理法の制定当時から保健所設置市の業務として位置付けられてきた産業廃棄物関係の業務等についても、同様に国に対し政令市の指定解除を求めることとする。

2 政令市業務について

環境部所管業務のうち、政令市及び保健所設置市の主な業務は、表1の太枠で示す範囲のとおりである。

表1 環境部が所管する対象法令の主な業務と分類

区分	法	主な業務	業務分類		
			政令市	保健所設置市	市町村
政令市	廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業の許可 産業廃棄物・一般廃棄物処理施設の許可 産業廃棄物不適正処理の監視・指導 	○		
		<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理業の許可 一般廃棄物不適正処理の監視・指導 			○
	PCB 特措法 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> PCB届の受付、適正処理指導 	○		
	建設リサイクル法 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物再資源化の指導 	○		
保健所設置市	自動車リサイクル法 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル業者の登録・許可 自動車不適正処理の監視・指導 		○	
	浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置届の受付 浄化槽保守点検業者の登録 浄化槽清掃業の許可 		○	○

※1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、※2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、※3 使用済自動車の再資源化等に関する法律

3 政令市指定解除の事由

(1) 政令市を取り巻く環境変化

平成18年4月から、産業廃棄物関係の業務の実施主体が、保健所設置市に代わり政令市となった。その際、政令市に指定されたのは、政令指定都市、中核市、大牟田市、尼崎市、西宮市、呉市及び佐世保市であった。

その後、本市以外の4市は中核市に移行したため、現在は本市だけが、政令指定都市及び中核市以外の政令市となっている（表2）。

表2 産業廃棄物関係の業務を行っている自治体の種類別の数 (H29.4.1 現在)

都道府県	政令指定都市	中核市	政令指定都市・中核市以外の政令市	計
47	20	48	1	116

人口も本市が突出して少ない状況となっている（表3）。本市では、急激な人口減少に伴い都市機能が縮小しており、今後も更なる人口減少が予測され、都市規模に応じた公共サービスの見直しや職員配置の適正化が喫緊の課題となっている。

表3 政令市等の人口 (H29.4.1 現在)

政令市等	人口
尼崎市	462,520
西宮市	485,025
呉市	230,459
佐世保市	251,134
大牟田市	117,224
参考 小樽市*	120,037

※平成17年政令改正により指定解除

(住民基本台帳人口)

(2) 政令市指定事業予算等の現状と課題

政令市業務は、産業廃棄物等に関する許可申請手数料や、福岡県からの保健所設置市産業廃棄物対策交付金等を財源としているが、超過分は一般財源から支出している。保健所設置市産業廃棄物対策交付金は交付当初と比較すると大幅に減少しており、一般財源による更なる費用負担が課題となっている（表4）。

表4 政令市業務に伴う財政負担 (単位：千円)

年度	歳入(a)	歳出(b)	超過額(a-b)
	手数料等	事業費等	
平成26年度	9,656	48,549	△38,893
平成27年度	9,474	48,767	△39,293
平成28年度	8,428	41,431	△33,003

(3) 政令市指定業務職員体制の現状と課題

現在、主な政令市業務である許認可・監視指導業務を1つの担当（許可担当）の4人（再任用1人含む）で行っている。本市と同様の体制で許認可・監視指導業務を行っている九州の中核市4市（長崎市、佐世保市、宮崎市及び鹿児島市）と本市の「担当職員1人当たりの産業廃棄物処分業者数」を比較すると、本市の値は2倍近くとなっている（表5）。

今後も計画的に職員削減を進めていく必要がある中であって、他の政令市等と同等に監視・指導體制を維持していくことは困難な状況となっている。

表5 中核市4市との職員数等の比較 (平成29年度)

項目	中核市4市平均	大牟田市
担当職員数	10人	4人(再任用含む)
産業廃棄物処分業者数	66業者	45業者
担当1人当たりの処分業者数	6.6業者/人	11.3業者/人

(4) 人材確保の課題

本市では、数次にわたり「職員配置適正化方針」を策定し、計画的な職員削減に努めている。このような中、高度で専門的な知識を必要とする政令市業務の機能を維持するための人材及び組織体制の確保が難しい状況となっている。さらに保健所の設置主体を変更した場合には、これまで以上に薬剤師、化学職等の専門職の確保が困難となる。

(5) 産業廃棄物処理の広域化等への対処

昭和45年の廃棄物処理法制定以来、産業廃棄物の処理の広域化が進み、不適正処理事案の組織化、悪質巧妙化等が顕著になった。これによって、大規模な不適正処理事案が発生して周辺的生活環境が脅かされるなど、産業廃棄物関係の業務は地域密着型の要素は薄まり、広域的な生活環境保全行政の要素が強まっている。

このような変化に対応するには、組織、人員及び大規模不法投棄事案等の知見を有する専門的かつ広域的な事業実施が求められる。現時点で、本市において大規模な不適正処理事案が発生した場合は、政令市として主体的な対応が求められるが、突発的かつ難解な事案に十分対処できる人員、組織体制は整っていない状況である。

(6) 保健所設置主体の変更

産業廃棄物に関する業務は、廃棄物処理法の制定当時から保健所設置市の業務として位置づけられている。よって本市が、保健所の設置主体を福岡県に変更することを基本方針としている状況においては、廃棄物処理法等の政令市の指定解除を求めていく必要がある。

4 事業者への影響について

政令市の指定が解除された場合は、申請及び届出（表6、表7）の窓口が、大牟田市から最寄りの福岡県南筑後保健福祉環境事務所分庁舎（八女市）及び福岡県庁に変わることが想定される。

本市の許可業者数が平成23年の法改正により減少したことや、一部を除き郵送や電子申請による手続きが可能であることから、影響は限定されると思われるが、指定解除に当たっては、事業者等に周知を図り理解と協力を求めていく必要がある。

表6 本市の許可業者数・本市への許可申請件数・頻度 (平成28年度)

区分	法	許可の種類	業者数 H29.3 現在	許可申請	
				件数	頻度
政令市	廃棄物処理法	産業廃棄物収集運搬業者	22	3	1回/5年※
		産業廃棄物処分業者	45	11	1回/5年※
		産業廃棄物処理施設設置業者	29	1	随時
		一般廃棄物処理施設設置業者	6	0	随時
保健所設置市	自動車リサイクル法	登録業者(引取・フロン回収業)	57	3	1回/5年
		許可業者(解体・破砕業)	8	0	1回/5年
	浄化槽法	浄化槽保守点検業者	5	1	1回/3年

※ 優良認定業者は1回/7年

表7 本市への届出の件数・頻度 (平成28年度)

区分	法	届出内容	件数	頻度
政令市	廃棄物処理法	産業廃棄物処理業者変更・廃止届	61	随時
		廃棄物処理施設設置者変更・廃止届	32	随時
		産業廃棄物処分業者処理実績報告	44	1回/年
		最終処分場維持管理積立金に関する届	7	1回/年
		多量排出事業者届	79	1回/年
		管理票交付状況等届出	372	1回/年
		措置内容等報告	1	随時
	PCB 特措法	保管・処分状況等届	41	1回/年
	建設リサイクル法	対象建設工事の届出・通知	314	随時
保健所設置市	自動車リサイクル法	登録業者(引取・フロン回収業)変更・廃止届	24	随時
		許可業者(解体・破砕業)変更・廃止届	0	随時
	浄化槽法	浄化槽の設置等の届出	408	随時
		浄化槽の使用開始、管理者変更の届出	338	随時
		浄化槽の廃止(休止)の届出	344	随時
		浄化槽の工事完了届出	263	随時
		浄化槽の報告	73	随時
		保守点検業者登録事項変更届	9	随時
		浄化槽技術管理者変更届	2	随時
指定検査確認機関通知(建築確認申請分)	25	随時		

基本方針：3

本市が保健所設置市であることから実施してきた廃棄物処理法等に係る現行の政令指定による業務について、関係法令の指定解除を国へ求める。